

番号：131233

国名：タンザニア

担当：産業開発・公共政策部産業貿易第一課

案件名：産業開発アドバイザー運営指導調査（産業クラスター開発）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：産業クラスター開発
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年2月上旬から2015年5月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 1.50M/M、合計 2.00M/M
- (3) 業務日数：準備期間 3日 第1次現地派遣 31日 国内作業 5日 第2次現地派遣 14日 整理期間 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月15日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出、
または調達部受付 (JICA本部1F)への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約単独型のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入しています。提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	産業クラスター開発に係る各種業務
対象国／類似地域	タンザニア／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

「成長と貧困の削減」を貧困削減戦略の重要な柱として据えるタンザニアにおいて、包括的な産業開発政策の策定、確実な実施が急務の課題である。タンザニアの開発計画である「タンザニア開発ビジョン2025」においては、2025年までに国が経済的に中進国レベルに達することが目標

とされており、産業開発はその中でも重要な取り組み事項として広く国内に認識されている。同ビジョンでは「天候と市場に左右される農業中心の生産性の低い経済から近代的で生産性の高い準工業化経済を目指す」とされており、産業開発の中でも特に製造業強化に重点が置かれている。製造業強化については、貧困削減戦略「成長と貧困削減のための国家戦略 II (National Strategy for Growth and Reduction of Poverty II)」(2010年)及び「国家五カ年計画 (National Five Year Development Plan (FYDP) (2011/12-2015/16))」において、具体的な数値目標が示され、製造業の成長率を2009年の8.0%から、2015年には15%まで伸ばすことを目指すとしており、その実現が急務である。製造業の中でも、とりわけ、タンザニアにおいてGDPの4分の1を占め、人口の3分の2の生計を支える農業セクターの所得拡大に直結する農産品加工が最重要課題となっている。

上記背景を受け、これまで経済改革をはじめ各種施策により産業の競争力強化に取り組んできたタンザニア政府の要請を受け、JICAは、2008-2015年にかけて、同国の産業貿易省に専門家(産業開発アドバイザー)を派遣している。

同専門家の業務は、2025年までを見据えた、具体的な産業開発政策策定・実施に対するアドバイザー業務であり、産業の多様化・高度化に必要な政策立案・実施能力向上のための支援として、統合産業開発政策及びマスタープラン(Integrated Industrial Development Strategy and Master Plan: IIDS & MP)の策定支援、同政策のファイナンス戦略の検討、本邦企業のタンザニアへの投資促進、有望産業特定調査等の協力を実施している。

タンザニア政府はIIDS & MPを踏まえ、産業クラスター形成による産業振興を政策として積極的に推進しており、そのビジネスプランを確立することで同国内に産業クラスターに基づく産業化推進を目指している。

その実施機関は中小企業振興公社(Small Industries Development Organization, SIDO)であり、政府所有地に工業団地を整備し、参加する中小企業も費用負担を行い、共同で工場団地の運営を行うアプローチで産業クラスター形成を進めている。また、産業クラスターにおいて主として取り組まれているのはひまわり油の搾油、金属加工、農産加工機械製造等となっている。

すでにムベヤ州においては精米クラスターや食用油クラスターが形成・稼動しており、他の国内5都市(モロゴロ、ドドマ、シンギダ、ババティ、モシ)においても現在、形成が進められている。

産業開発アドバイザーは、これまでSIDOに対し、施設整備、資金計画等に係る支援を実施してきたが、今後は、産業クラスター開発の専門的な知見に基づく支援方法の検討(クラスター開発の推進方法、組織運営、事業計画など)が重要となってきている。

このため、機構は、産業クラスター開発に係る専門的見地から、タンザニアにおける取組状況をレビューのうえ、JICAの今後の産業クラスター開発支援及びタンザニア政府の取組に対する提言を取りまとめるため、運営指導調査(産業クラスター開発)を実施する。

なお、JICAの産業クラスター開発支援に係る提言については、産業開発アドバイザーの支援方法への提言のみならず、必要であれば今後のJICA協力の方向性についても検討を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、運営指導調査団の一員として、産業クラスター開発・工業団地整備に係る専門的見地から、タンザニアにおける取組状況をレビューのうえ、産業クラスター開発支援及びタンザニア政府の取組に対する提言を行うことを目的とする。

具体的な担当事項は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2014年2月上旬)

- ① タンザニア統合産業開発政策及びマスタープラン、中小企業振興公社のビジネスプラン、派遣中の産業開発アドバイザー報告書により、タンザニアにおける産業クラスターの現状(位置づけ・導入アプローチ)を把握する。
- ② 現地での活動計画及び工程(案)を記載した業務実施計画(和文・英文)、を作成し、JICA 産業開発・公共政策部に提出・説明する。また、現地派遣中の産業開発アドバイザー、JICA 産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所の4者にて打合せを行い、現地調査地も含め現地派遣前に工程計画を調整する。

(2) 第1次現地派遣期間 (2014年2月中旬～3月中旬)

- ① 派遣中の産業開発アドバイザーと打合せの上で、タンザニア政府産業貿易省及び中小企業振興公社（以下「タンザニア関係機関」）に対し、産業クラスター開発の産業開発政策への位置づけ、取り組み方針、取り組み状況及びタンザニア関係機関が把握している同国産業クラスターの概要（リスト、業種、参加企業数、立地等）を確認する。
- ② ひまわり油の搾油、金属加工、農産加工機械製造等の業種の産業クラスターがモデルとして選定された背景をタンザニア関係機関に確認する。
- ③ 産業クラスターの現場を訪問し、各クラスターの現状を把握する。把握内容は参加企業情報、同地区の同業組合との関係、対象産業の取引関係・バリューチェーン、クラスターの組織運営・実施体制、工業団地事業の事業内容・整備計画・財務計画・資産負債所有形態、直面している課題等とする。
- ④ 現地業務完了に際し、担当分野に係る運営指導調査報告書（英文）（案）を作成し、産業開発アドバイザー、JICAタンザニア事務所及びタンザニア関係機関に説明・報告を行う。

(3) 国内作業 (2014年3月下旬)

- ① 産業クラスターの現状把握を踏まえ、組織運営・体制構築、事業計画・経済財務分析、工業団地整備方法についての分析・検討を行う。
- ② 分析・検討結果を産業開発アドバイザー、JICA産業開発・公共政策部、JICAタンザニア事務所に報告の上、タンザニア関係機関への説明資料を取りまとめる

(4) 第2次現地派遣期間 (2014年4月中旬～5月上旬)

- ① 国内作業における分析結果につき、産業開発アドバイザーとともにタンザニア関係機関に対して経過報告を行う。
- ② 必要に応じて第1次現地派遣で訪問した産業クラスターを訪問し、分析・検討結果の共有や補足などを行う。
- ③ 上記①・②の議論を踏まえた、タンザニアにおける産業クラスター開発の進め方・工業団地の運営方式等について分析を行い、技術協力プロジェクトの案件形成の妥当性・可能性を含め産業開発アドバイザーによる専門家業務及び相手国への提言を資料と共にとりまとめる。
- ④ 現地業務完了に際し、担当分野に係る運営指導調査報告書（案）（英文）を作成し、産業開発アドバイザー、JICAタンザニア事務所及びタンザニア関係機関に説明・報告を行う。

(5) 帰国後整理期間 (2014年5月中旬)

- ① 担当分野に係る運営指導調査報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）業務完了報告書とする。

- (1) 業務実施計画書（和文1部）
 - (2) 担当分野に係る運営指導調査報告書（案）（各現地派遣期間において英文5部）
 - (3) 担当分野に係る運営指導調査報告書（和文2部）
- 上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます（見積書に計上して下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

上記派遣期間に応じてコンサルタントが提案してください。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

(ア) 総括 (JICA)

(イ) 産業クラスター開発 (コンサルタント)

③便宜供与内容

当機構タンザニア事務所による便宜供与事項は次の通りです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

産業開発アドバイザーによるスケジュールアレンジ

カ) 執務スペースの提供

ダルエスサラームにおいては産業開発アドバイザーのオフィスを共同利用

(2) 参考資料

以下を参照ください。

①統合産業開発政策及びマスタープラン (<http://www.tzdpg.or.tz/index.php?id=910>)

②中小企業振興公社ビジネスプラン (<http://www.sido.go.tz/UI/corporate-plan.pdf>)

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上